

産後ケア事業(宿泊型)

目的:家族等から産後の十分な家事、育児等の援助を受けられない者で、育児支援を特に必要とする母と子が、産後も安心して子育てができる支援体制を確立する。

対象者:瑞浪市に住所を有する生後4カ月未満の産婦と乳児であって、

- ①産後の心身の不調または育児不安等がある者
- ②家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない者

実施内容:①産婦及び乳児に対する保健指導、授乳指導

- ②産婦に対する心理的ケア
- ③育児に関する指導、育児サポート等
- ④産婦に対する食事の提供

実施機関:市立恵那病院に委託

周知方法:・すこやかファイルに掲載し、母子健康手帳交付時に案内

- ・チラシを医療機関に配布・ホームページに掲載・親と子のハンドブック「にこにこ」に掲載

その他:委託医療機関の新型コロナウイルス感染症対策のため、出産した医療機関から帰宅せず直接利用する者のみの受入れとなった。

実績:利用者なし

- ・母子健康手帳交付時に、利用を希望された方が1名みえたが、サポート体制が整ったため利用せず。
- ・その他、出産した医療機関から利用の問合せがあった方等がいたが、いずれも自宅に帰ってからであったため、利用とならず。

まとめ:・今年度から宿泊型の産後ケアを開始したが、利用にはつながらなかった。

- ・対象者の条件や出産医療機関から帰宅せずに直接利用する者となることから、利用につながりにくかったと考える。
- ・令和4年度からは、訪問型の産後ケアも開始となる。